

堺市地域包括ケアシステムの推進に 関する施策に係る総合的な計画 よりそい安心ほっとプラン

【2019（令和元）～2026（令和8）年度】

（令和3年度改定版）



目 次

計画策定に当たって	1
地域包括ケアシステムとは	2
計画について	3
基本的視点と施策体系	5
施策の展開	
1. 医療について	7
2. 介護について	8
3. 介護予防について	9
4. 住まいについて	10
5. 生活支援について	11
地域包括ケアシステム 計画の推進 . . .	12
〔参考〕高齢者の総合相談窓口	13

これからの堺

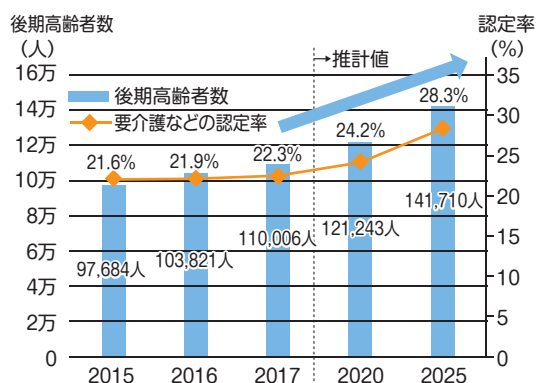
住み慣れた地域で
いつまでも安心して
心豊かに暮らせるまちへ

急激な高齢化により地域包括ケアシステムがさらに重要に！

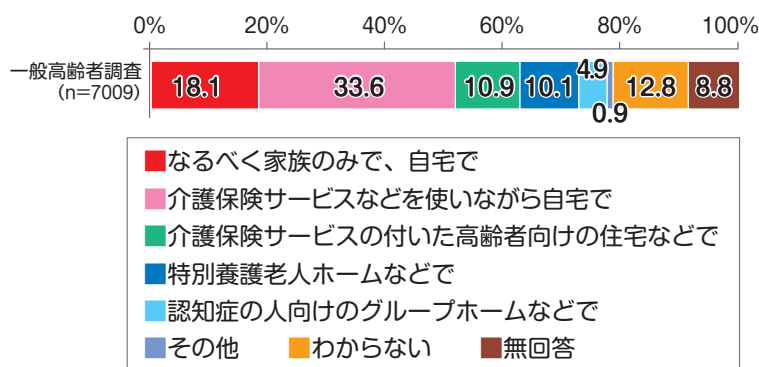
2025年に、団塊の世代が75歳を迎えることから、市では後期高齢者が急激に増加します(図1)。一方、介護が必要となった場合も自宅で住み続けたいと願う高齢の方が過半数を占めています(図2)。

ひとり暮らしの増加や高齢者同士の介護、認知症の増加など、高齢の方を取り巻く状況が多様化する中、自宅で住み続けるためには、地域の特性に応じて医療や介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的・継続的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築がますます重要になっています。

また、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は社会のすべての面に影響を与えており、医療・介護の分野でも大きな影響が出ています。このような状況を踏まえ、「新しい生活様式」に対応した形で、多様な状況に応じたきめ細かな支援策を講じていくことが必要となっています。



(図1)堺市の後期高齢者人口などの推移



(図2)介護が必要になった場合どの様な介護を受けたいですか

市民等

- ・介護予防、健康の保持・増進に取り組む
- ・地域活動に取り組む

市

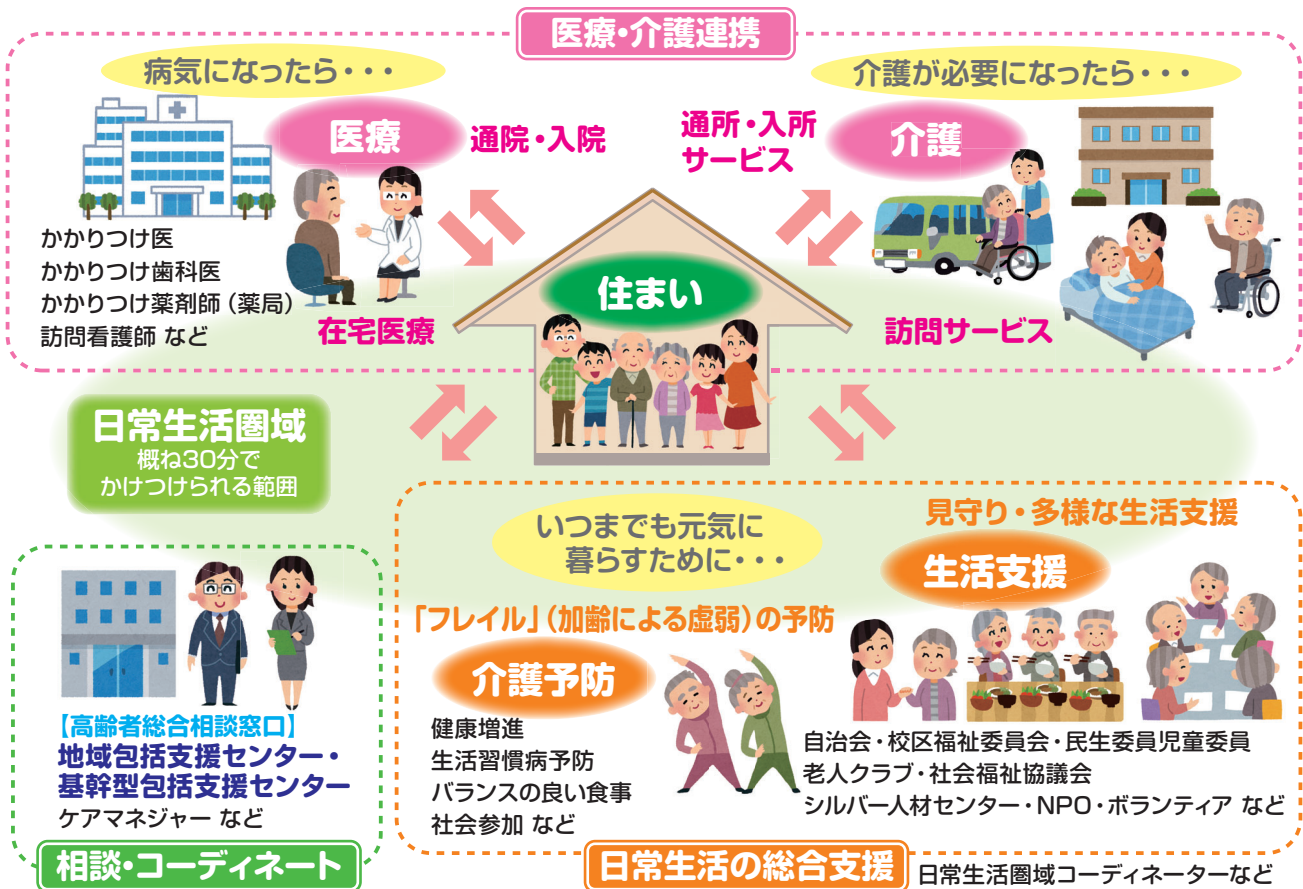
- ・取組を総合的・効果的に行う
- ・市職員は条例の基本理念を理解した上で行動する

医療介護等関係者

- ・目標を共有し、積極的に地域に貢献する
- ・関係者と、必要な情報の共有や連携を図る

地域包括ケアシステムとは

「地域包括ケアシステム」とは、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に確保される体制のことで、実現するためには、皆が力を合わせて、支え合う社会をつくっていくことが重要となります。



自助 (本人)

自らのできる範囲で、健康増進、介護予防などに自ら取り組むこと。

- ・運動、日常生活の活動などの身体活動
- ・社会参加
- ・食生活などの生活習慣

互助 (地域)

家族、地域の支え合いなどにより助け合うこと。

- ・家族での支え合い
- ・ご近所同士の助け合い
- ・ボランティア活動
- ・住民組織の活動

(自治連合協議会、民生委員児童委員、校区福祉委員会、老人クラブ、認知症サポーター など)

つながりをつくる 地域活動

- ・高齢世帯への訪問活動
- ・認知症への理解
- ・介護者への支援

共助 (保険制度)

介護保険などの社会保険制度をはじめ、仕組みが組織化・制度化された地域の活動により、共に助け合うこと。

- ・介護保険
- ・医療保険
- ・社会保険
- ・NPO活動 など

公助 (市・府・国)

自助、互助及び共助では支えきれない部分を税による社会保障などにより補完すること。

- ・高齢者福祉
- ・人権擁護、虐待対策等

**みんなができることをできる範囲で取り組み、
「安心ですこやかにいきいきと暮らせるまち堺」をめざしましょう。**

計画について

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、堺市地域包括ケアシステム推進条例第3条の各号となります。この基本理念のもと、「人生の最期まで安心して心豊かに住み続けられるまち 堺」をめざします。

堺市地域包括ケアシステム推進条例

第3条

- (1) 地域包括ケアシステムは、高齢者の尊厳の保持及び自立支援を基本とすべきものであること。
- (2) 地域包括ケアシステムは、市民等で支え合う持続可能な本市の介護保険制度の構築に資するもので、地域の自主性及び主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくべきものであること。
- (3) 地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者及び市民等が、それぞれの役割を理解し、協働して構築及び深化・推進をしていくべきものであること。
- (4) 地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者及び市民等が、自助、互助、共助及び公助の考え方に基づき、適切な役割分担の下に行うべきものであること。
- (5) 市民等は、支える側と支えられる側とが固定されたものではなく、個々の状態に応じて、それぞれが役割を持ち、相互に支え合うべきものであること。

(2) 計画の期間

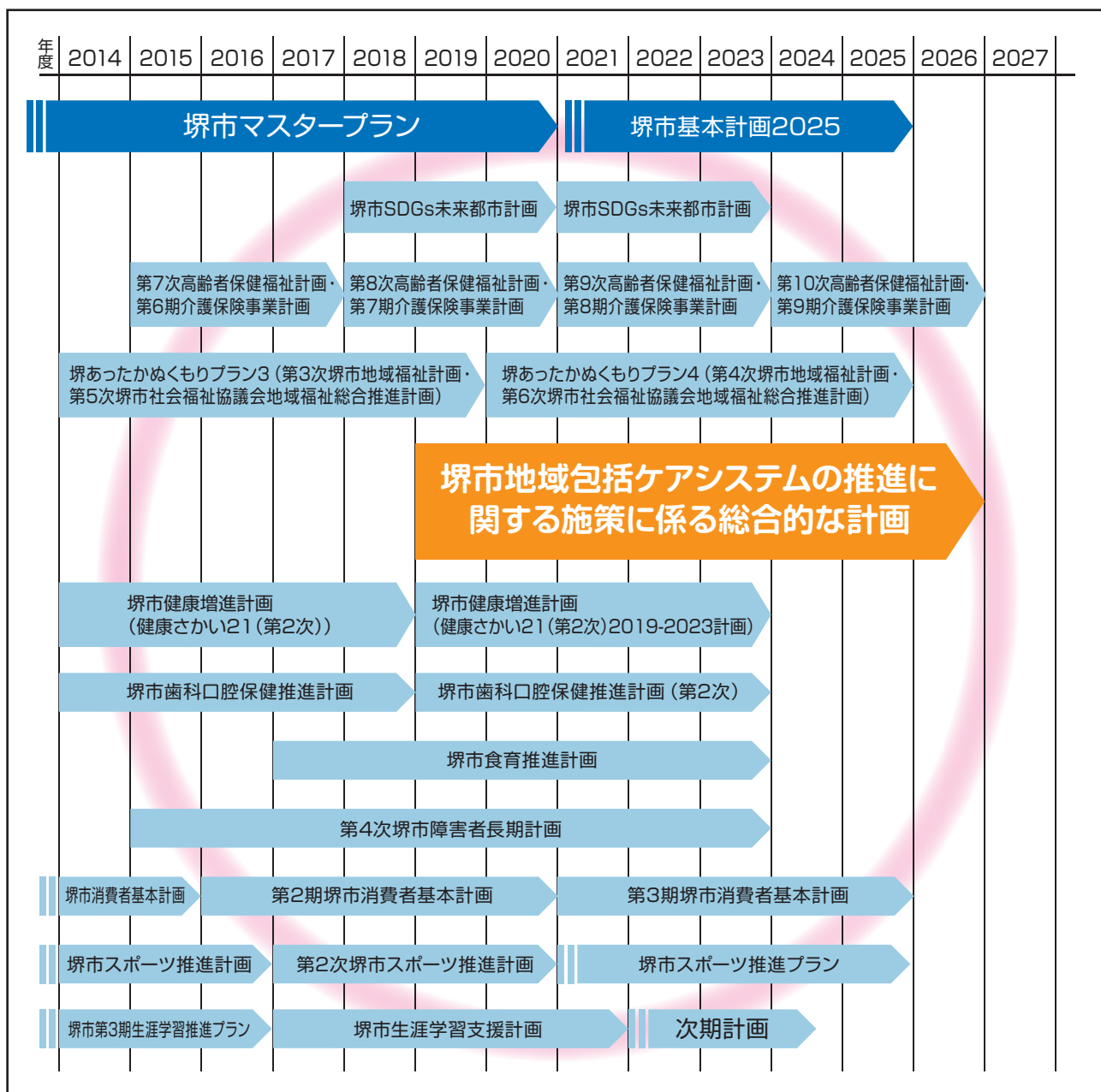
本計画の期間は2026年度までとし、国の動向や社会情勢の変化、上位計画の状況なども踏まえて、必要に応じて更新を行います。

また、本計画に関連のある各取組については、前年度の検証や次年度以降の目標等PDCAマネジメントサイクルによる進捗管理を毎年度行います。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、本市総合計画である「堺市基本計画2025」や「堺市SDGs未来都市計画」、「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「堺あったかぬくもりプラン（堺市地域福祉計画・堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画）」を上位計画とし、「堺市健康増進計画（健康さかい21）」「堺市歯科口腔保健推進計画」「堺市食育推進計画」「堺市障害者長期計画」「堺市消費者基本計画」「堺市スポーツ推進計画」「堺市生涯学習支援計画」など関連分野の計画との調和を図ります。また、国の基本指針や大阪府の「大阪府医療計画」とも整合のとれた計画として策定します。

本計画の位置づけ



基本的視点と施策体系

1 基本的視点

地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進にあたっては、5つの要素について、それぞれめざす姿を掲げて、施策を効果的に展開していく。

(1) 医療について

高齢者の状況に応じて、看取りまで行える包括的な在宅医療・介護連携体制が構築されている。

(2) 介護について

介護サービス等について、必要な量を確保し、その質が確保・充実・強化され、必要なサービスが適切に提供されている。

(3) 介護予防について

市民が自身の健康の保持増進や介護予防に努め、仮に健康状態が変化しても、安心して暮らしていける。

(4) 住まいについて

高齢者の尊厳が保持され、自宅のバリアフリー化、高齢者向け住宅及び高齢者向け施設への入居等、各々の希望にかなった「住まい」が確保され、その質の維持・向上が進められている。

(5) 生活支援について

高齢者が支え合いによって、これまでの生活がスムーズに行えたり、自分らしい生活を送れるようになり、高齢者の社会参加や生きがいの創出が進む。

2 施策体系

カテゴリー	施策展開
1. 医療について	(1) 医療・介護の連携強化
	①地域の医療・介護の資源の把握・情報発信
	②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
	③在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置
	④医療・介護関係者の研修
	⑤在宅医療・介護連携に関する市民への普及啓発
	⑥医療・介護関係者の情報共有の支援
	(2) 認知症への適切な対応、普及啓発の推進
2. 介護について	(1) 介護保険制度の理念周知
	(2) 介護保険制度に関する啓発、情報提供、苦情相談等
	(3) 地域包括支援センター（高齢者総合相談窓口）の運営
	(4) 地域包括支援センター（高齢者総合相談窓口）の機能強化
	(5) 地域ケア会議の推進
	(6) 介護サービスの質の向上
	(7) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
	(8) ケアマネジメントの質の向上
	(9) 介護人材の確保・育成
	(10) 介護保険施設の適正な整備
	(11) 介護給付適正化事業の推進
	(12) 費用負担への配慮
	(13) 認知症への適切な対応、普及啓発の推進
	(14) 家族介護者等への支援の充実
	(15) 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実
3. 介護予防について	(1) 介護予防の推進と普及啓発
	(2) 介護予防ケアマネジメントの推進
	(3) リハビリテーション専門職を活かした取組の推進
	(4) 介護予防・生活支援サービス事業の推進
	(5) 地域の通いの場の創出
	(6) 認知症予防の推進
	(7) 生涯にわたるところと体の健康増進
	(8) 健康を支える地域社会の構築
	(9) 生活習慣病などの疾病予防
	(10) 高齢期特有の健康課題への対策
	(11) 介護予防「あ・し・た」プロジェクト
4. 住まいについて	(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保
	(2) 高齢者が暮らしやすい生活環境の形成
	(3) 高齢者の状態に応じた適切な住まいの確保
5. 生活支援について	(1) 多様なサービス基盤の充実による支え合いの推進
	(2) 情報共有と機会創出
	(3) 担い手の育成
	(4) 社会参加の機会の提供
	(5) 権利擁護支援の充実
	(6) 消費者被害の未然防止及び救済
	(7) 災害等緊急時に備えた支援の充実

※7～11ページに掲載している各取組については、今後の状況に応じて、変更（廃止や事業内容の変更等）の可能性があります。

施策の展開

5つの要素について、それぞれめざす姿を掲げて、施策を効果的に展開します。

1. 医療について

○在宅生活を支える医療

地域包括ケアシステムでは、医療や介護などひとつの分野だけではなく、各分野が緊密に連携しながらサポートを受けることができます。



- 通院や入院の負担や不安から解消され、住み慣れた場所で療養生活を送ることができる。
- 患者や家族と主治医（地域のかかりつけ医）との信頼関係が築きやすい。
- 医療機関との連携で、必要に応じた検査や入院などの適時適切な療養ができる。
- 在宅において医療・介護の分野の専門家との連携で包括的なサポートが受けられる。

●市民の方が利用できるもの ■支援者が利用できるもの

施策展開	具体的な取組（主なもの）
(1) 医療・介護の連携強化	医療・介護連携推進事業による支援
① 地域の医療・介護の資源の把握・情報発信	●市内医療・介護資源のリスト化・市ホームページへの掲載
② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	■地域包括ケアシステム審議会の開催
③ 在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置	■在宅医療・介護連携相談窓口（堺地域医療連携支援センター）の運営
④ 医療・介護関係者の研修	■在宅医療と介護の連携強化への取組
⑤ 在宅医療・介護連携に関する市民への普及啓発	●市民向け講演会の実施 ●在宅生活に対する意識啓発
⑥ 医療・介護関係者の情報共有の支援	■連絡票（医介連携の多職種連携マニュアルに記載）の利用啓発 ■地域医療情報ネットワークの推進
(2) 認知症への適切な対応、普及啓発の推進	●「認知症支援のてびき」（堺市認知症ケアパス）の活用推進 ●「認知症の気づきチェックリスト」の普及 ●認知症サポーターの養成

重要業績評価指標（KPI）

指標	現状値	目標値
高齢者におけるかかりつけ医がいる割合	83.8% (令和元年(2019)年度)	90.0% (令和7(2025)年度)
認知症サポーターの人数	75,032人 (令和元年(2019)年度)	90,000人 (令和5年(2023)年度)

めざす姿

高齢者の状況に応じて、看取りまで行える包括的な在宅医療・介護連携体制が構築されている。

2. 介護について

○介護保険サービスの充実・強化

日常生活で介護が必要になったら、「介護保険」を利用できます。

市に「要介護認定」の申請をし、認定された区分に応じたサービスを受けることができます。

さらに、ご自身の状況に寄り添った市独自のサービスなども利用できます。

まずは、ケアマネジャーやお住まいの地域の地域包括支援センターに相談してください。

●市民の方が利用できるもの ■支援者が利用できるもの

施策展開	具体的な取組(主なもの)
(1) 介護保険制度の理念周知	■介護保険の理念周知に関する活動
(2) 介護保険制度に関する啓発、情報提供、苦情相談等	●在宅生活に対する意識啓発 (介護施設や介護サービス等の説明や啓発)
(3) 地域包括支援センター(高齢者総合相談窓口)の運営	●総合相談支援 ●権利擁護業務(虐待防止と適切な対処システムの構築)
(4) 地域包括支援センター(高齢者総合相談窓口)の機能強化	■地域包括システムを支える中核機関として機能を強化
(5) 地域ケア会議の推進	■高齢者支援ネットワーク会議(市・区)・高齢者関係者会議 ■介護予防ケアマネジメント検討会議
(6) 介護サービスの質の向上	■介護サービス事業者への指導・助言
(7) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	●総合事業(サービス・事業対象者に関する周知)
(8) ケアマネジメントの質の向上	■居宅介護支援事業者研修の実施
(9) 介護人材の確保・育成	■人材確保・育成に取り組む事業者の表彰 ■事業者の活動の発表・就職相談の機会創出
(10) 介護保険施設の適正な整備	■入所希望者および地域の状況等を踏まえた介護保険施設の計画整備
(11) 介護給付適正化事業の推進	■認定訪問調査の適正化 ■住宅改修の適正化
(12) 費用負担への配慮	●費用負担軽減制度等の運用
(13) 認知症への適切な対応、普及啓発の推進	■認知症対応力向上研修 ●認知症支援の地域活動(啓発、家族会支援等)
(14) 家族介護者等への支援の充実	●ダブルケア相談窓口の充実 ●「堺ぬくもりカフェ」(認知症カフェ)の充実
(15) 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実	●在宅生活を支える介護サービスの整備 ●見守りネットワークの推進

重要業績評価指標 (KPI)

指標	現状値	目標値
地域包括支援センターの援助件数	182,312件 (令和2(2020)年度)	195,000件 (令和5(2023)年度)
特定処遇改善加算を取得し、介護人材の安定的な確保に努めている事業所の割合	66.09% (令和2年(2020)年度)	71.00% (令和5年(2023)年度)

めざす姿

介護サービス等について、必要な量を確保し、その質が確保・充実・強化され、必要なサービスが適切に提供されている。

3. 介護予防について

○介護予防の推進

フレイル（心身の虚弱）の進行を遅らせ、要介護状態にならない健康寿命を伸ばすために、元気なうちから介護予防に取り組みましょう。

身体活動（あるく）・社会参加（しゃべる）、たべる（栄養・口腔ケア）などをテーマにした介護予防プログラム、地域活動や老人クラブ、ボランティア活動などに積極的に社会参加することで、「生きがい」につながります。



●市民の方が利用できるもの ■支援者が利用できるもの

施策展開	具体的な取組（主なもの）
(1) 介護予防の推進と普及啓発	●地域における介護予防教室の推進 ●フレイル状態に移行しないための啓発事業 ●「新しい生活様式」に対応した「フレイル予防」の検証
(2) 介護予防ケアマネジメントの推進	■自立支援型地域ケア会議「介護予防ケアマネジメント検討会議」
(3) リハビリテーション専門職を活かした取組の推進	■地域リハビリテーション活動支援事業
(4) 介護予防・生活支援サービス事業の推進	●地域における多様なサービス制度の構築
(5) 地域の通いの場の創出	●日常生活圏域コーディネーターによる地域活動の支援
(6) 認知症予防の推進	●認知症予防効果が期待できる体操・教室等の普及促進
(7) 生涯にわたるところと体の健康増進	●専門職（医師・歯科医師・薬剤師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士・リハビリ専門職など）による健康教育・健康相談の実施
(8) 健康を支える地域社会の構築	●健康づくり自主活動グループの育成と活動支援
(9) 生活習慣病などの疾病予防	●生活習慣病予防のための健康相談の実施 ●生活習慣病予防のための健康教育の実施 ●がん検診や特定健康診査等各種健（検）診の実施
(10) 高齢期特有の健康課題への対策	●骨粗しょう症予防検診の実施・受診勧奨
(11) 介護予防「あ・し・た」プロジェクト（R1・新規）	●介護予防に資する新たな通いの場での交流や活動支援

重要業績評価指標（KPI）

指標	現状値	目標値
特定健康診査受診率	27.2% (平成30(2018)年度)	50%以上 (令和7(2025)年度)
前期高齢者の要支援認定率	2.83% (令和元年(2019)年度)	2.50% (令和5年(2023)年度)

めざす姿

市民それぞれが自身の健康の保持増進や介護予防に努め、仮に健康状態が変化しても、安心して暮らしていける。

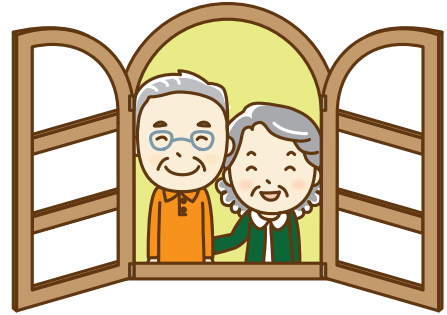
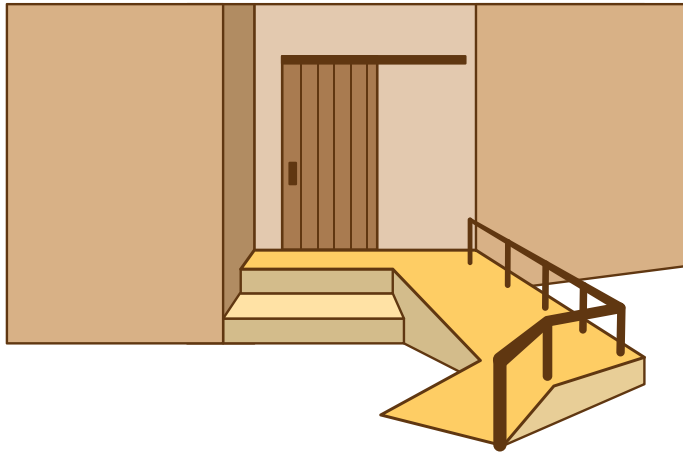
4. 住まいについて

○高齢者の住まいの対策

住まいは、安心して暮らし続けるための基盤となるものです。自宅や介護施設など、安全に過ごすためにバリアフリー化も必要になります。

市では、ユニバーサルデザインを取り入れた公共住宅の整備や住宅改修等への支援等により、高齢者の住まいへの支援を実施しています。

また、認知症の対応に特化した「認知症対応型共同生活介護」や介護付き住宅などニーズに応じた設計やサービスを満たした専用の住まいの整備も進んでいます。



●市民の方が利用できるもの ■支援者が利用できるもの

施策展開	具体的な取組(主なもの)
(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保	■高齢者施設等の感染症拡大防止対策の推進 ●高齢者住宅改修支援 ●緊急時に備えた安全確保の推進 ●高齢者宅への防火訪問による防火指導の実施 ●高齢者向け住宅の情報提供、相談支援
(2) 高齢者が暮らしやすい生活環境の形成	■福祉の生活環境整備の指導
(3) 高齢者の状態に応じた適切な住まいの確保	■入所希望者および地域の状況等を踏まえた介護保険施設の計画整備(再掲) ■認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)など居住系サービスの計画整備

重要業績評価指標 (KPI)

指標	現状値	目標値
業務継続計画(BCP)を作成している介護保険施設の割合	11.11% (令和2(2020)年度)	100% (令和5(2023)年度)
介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設)の入所定員総数	4,764人 (令和2(2020)年度)	5,044人 (令和5(2023)年度)

めざす姿

高齢者の尊厳が保持され、自宅のバリアフリー化、高齢者向け住宅及び高齢者向け施設への入居等、各々の希望にかなった「住まい」が確保され、その質の維持・向上が進められている。

5. 生活支援について

○暮らしを見守り、支援する体制

地域のひとり暮らしの高齢者や、介護している家族をサポートするために、市では介護保険サービス以外にも、独自の生活支援サービスや財産管理など権利を守る支援などを提供しています。これらのサービスをうまく活用し、地域で暮らし続けることができます。



●市民の方が利用できるもの ■支援者が利用できるもの

施策展開	具体的な取組(主なもの)
(1) 多様なサービス基盤の充実による支え合いの推進	●高齢者を支える地域のボランティア活動の推進 ●ICTを活用した認知症等高齢者の見守り ●感染症の拡大に対応した在宅ケアの継続支援
(2) 情報共有と機会創出	■老人福祉センターの運営 ■老人集会室の整備
(3) 担い手の育成	●ボランティア講座の開催
(4) 社会参加の機会の提供	●老人クラブの活性化 ●ねんりんピックへの参加 ●シルバー人材センターの活用
(5) 権利擁護支援の充実	●成年後見制度の普及・啓発 ●堺市日常生活自立支援事業の活用 ■高齢者虐待防止の普及・啓発
(6) 消費者被害の未然防止及び救済	■消費者被害に関する情報提供と相談の充実、出前講座などの啓発活動
(7) 災害等緊急時に備えた支援の充実	●避難行動要支援者の避難支援の仕組み構築 ■福祉避難所の指定及び運営体制の構築

重要業績評価指標 (KPI)

指標	現状値	目標値
様々な人や団体の参画により、活性化された地域福祉活動の件数	180件 (令和元(2019)年度)	280件 (令和5(2023)年度)
高齢者見守りネットワーク登録事業所数	2,242件 (令和元(2019)年度)	2,500件 (令和5年(2023)年度)

めざす姿

高齢者が支え合いによって、これまでの生活がスムーズに行えたり、自分らしい生活を送れるようになり、高齢者の社会参加や生きがいの創出が進む。

地域包括ケアシステム 計画の推進

地域包括ケアシステムの推進には、全庁横断的な体制で取組を進める必要があります。そのため、庁内連携を強化し、既存の検討組織等を活用しながら課題解決を図ります。

また、施策の事業内容や利用状況等を点検し、単年度毎に上位計画等との整合を図りながら総合的な計画の検証・見直しを行います。



日常生活圏域	・圏域、校区、個別ケア会議を活用したケアシステムの推進 ・市民との協働による見守りネットワークの構築 ・住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう医療と介護連携の推進
区	・区の特性に応じた地域包括ケアシステムの枠組みの構築 ・市民との協働による計画推進に向けたネットワークの構築 ・シンポジウムや地域に出向いての市民への情報提供、情報収集 ・地域ケア会議等を活用したケアシステムの推進
市	・計画全体の枠組みの構築 ・計画推進のための区・庁内横断的な連絡・調整 ・計画に向けた支援策の検討 ・審議会の設置・運営及び計画の取りまとめ ・審議会等を活用した評価等の計画の推進 ・関係機関との連携推進体制の整備 ・地域ケア会議等を活用したケアシステムの推進

今後の進め方

市民ニーズや社会構造の変化を見据え、本市の実情にあった地域包括ケアシステムの構築の水準を見定め、人口動向、財政状況、施設の配置状況、ICT技術の進展等を総合的に勘案し、計画的に取組を推進します。

〔参考〕

高齢者の総合相談窓口

高齢者の皆様がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活をするための応援団です。

地域包括支援センター

介護・健康・福祉・医療など、さまざまな面から支援を行っています。
介護が必要な方も、お元気な方もご利用いただけます。

基幹型包括支援センター

地域包括支援センターの支援を行うほか、虐待等の困難事例などに連携して対応しています。
また、高齢者支援ネットワークの構築に積極的に取り組んでいます。

窓口開設時間：原則、月～金曜日 9:00～17:30（祝日・年末年始を除く）
休日も開設している窓口もあります。

地域包括支援センター・基幹型包括支援センター 一覧

区	名 称	担当小学校区	電 話	FAX
堺	堺第1地域包括支援センター	三宝・錦西・市・英彰	222-8082	222-8083
	堺第2地域包括支援センター	錦・錦綾・浅香山・三国丘	229-9240	229-9234
	堺第3地域包括支援センター	熊野・少林寺・安井・榎	223-1500	223-1522
	堺第4地域包括支援センター	神石・新湊・大仙・大仙西	275-8586	275-8587
	堺基幹型包括支援センター		228-7052	228-7058
中	中第1地域包括支援センター	八田荘・八田荘西・深井・深井西	276-0800	276-0802
	中第2地域包括支援センター	東百舌鳥・宮園・東深井・土師	234-6500	234-6501
	中第3地域包括支援センター	久世・福田・深阪・東陶器・西陶器	234-2006	234-2013
	中基幹型包括支援センター		270-8268	270-8288
東	東第1地域包括支援センター	南八下・八下西・日置荘・日置荘西・白鷺	240-0018	240-0048
	東第1地域相談窓口		286-2828	286-6868
	東第2地域包括支援センター	登美丘西・登美丘東・登美丘南・野田	237-0111	237-3900
	東基幹型包括支援センター		287-8730	287-8740
西	西第1地域包括支援センター	浜寺・浜寺東・浜寺石津・浜寺昭和	268-5056	268-5066
	西第2地域包括支援センター	鳳・鳳南・福泉・福泉上・福泉東	271-0048	284-8875
	西第3地域包括支援センター	津久野・向丘・平岡・家原寺・上野芝	260-5022	260-5033
	西基幹型包括支援センター		275-0009	275-0140
南	南第1地域包括支援センター	美木多（鴨谷台含む）・赤坂台・新檜尾台・城山台	295-1555	295-1556
	南第2地域包括支援センター	福泉中央・桃山台・原山ひかり・庭代台・御池台	290-7030	290-7665
	南第3地域包括支援センター	上神谷・宮山台・竹城台・竹城台東・若松台・茶山台	289-8085	289-8086
	南第4地域包括支援センター	三原台・はるみ・榎塚台・泉北高倉	291-6681	291-6682
	南基幹型包括支援センター		290-1866	290-1886
北	北第1地域包括支援センター	東浅香山・新浅香山・五箇荘・五箇荘東	240-0120	240-0121
	北第2地域包括支援センター	東三国丘・光竜寺・新金岡・新金岡東	252-0110	257-2941
	北第3地域包括支援センター	大泉・金岡・金岡南・北八下	257-1515	257-1525
	北第4地域包括支援センター	中百舌鳥・百舌鳥・西百舌鳥	276-3838	276-3800
	北基幹型包括支援センター		258-6886	258-8010
美原	美原第1地域包括支援センター	美原区全域	369-3070	369-3038
	美原基幹型包括支援センター		361-1950	361-1960

「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは

持続可能な開発目標 (SDGs: エス・ディー・ジーズ) とは、2015年9月、ニューヨークで開かれた国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすもので、2016年から2030年までの15年間に、**貧困**や**不平等・格差**、**気候変動**、**資源の枯渇**、**自然破壊**などの様々な問題を根本的に解決し、**私たちの世界をよりよくすることをめざす、世界共通の17の目標**です。

地域包括ケアシステムの推進により、人生100年時代に、すべての市民が住み慣れた地域でいつまでも安心して心豊かに暮らせる社会の実現をめざします。



堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画

よりそい安心ほっとプラン

【2019 (令和元) ～2026 (令和8) 年度】
(令和3年度改定版)

令和4年3月発行

堺市健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話072-228-0375 FAX072-228-7853

堺市配架資料番号: 1-F 4-22-0047